

社会保障・税番号制度の概要と本市の取組状況について

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」といいます。）については、25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第二十七号。以下「番号法」といいます。）が公布され、28年1月より制度の運用が開始される予定です。

マイナンバー制度の概要及び本市の取組状況について、御報告させていただきます。

1 概要

(1) 制度概要

- ・ マイナンバー制度とは、複数の行政機関等に存在している個人の情報を、個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）をキーに同一人の情報であるということの確認を行うための基盤です。
- ・ 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性が高く、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

(2) 導入の意義

- ・ 行政機関等が保有する個人情報について、各行政機関等の中で同一人の情報であると確認することができます。
 - ⇒ 市民の利便性向上（申請者が窓口で提出する書類が簡素化される等）
 - ⇒ 行政の業務の効率化（情報の確認作業に生じているコストが削減される等）

(3) マイナンバーの利用

- ・ 番号法に規定する「社会保障・税・災害対策分野」における行政事務となっています。
- ・ 30年10月頃を目途に、国は利用事務の拡大を検討します。

<対象事務>

	本市の裁量がある事務	行政機関等に義務がある事務
内容	マイナンバーを利用できる事務（番号法第9条） ① 番号法別表第一に規定されている「社会保障・税・災害対策分野」の事務 ② 「社会保障・税・災害対策分野」に類する事務で市が条例に定める事務（独自活用）	特定個人情報*の提供（番号法第19条第7号等） 番号法別表第二に規定されている特定個人情報の提供 → 国や他の地方公共団体等からの情報照会に対して、国が整備するネットワークを介し、情報を提供しなければならない。
時期	28年1月～	29年7月～
具体例	◆マイナンバーの利用 ・窓口での本人確認 ・扶養控除確認の効率化 ・申請時の添付書類（児童手当受給状況等）の簡素化	◆提供しなければならない情報の例 ・住民票関係情報 ・地方税関係情報 ・児童手当関係情報 ・生活保護関係情報

*特定個人情報：マイナンバーをその内容に含む個人情報

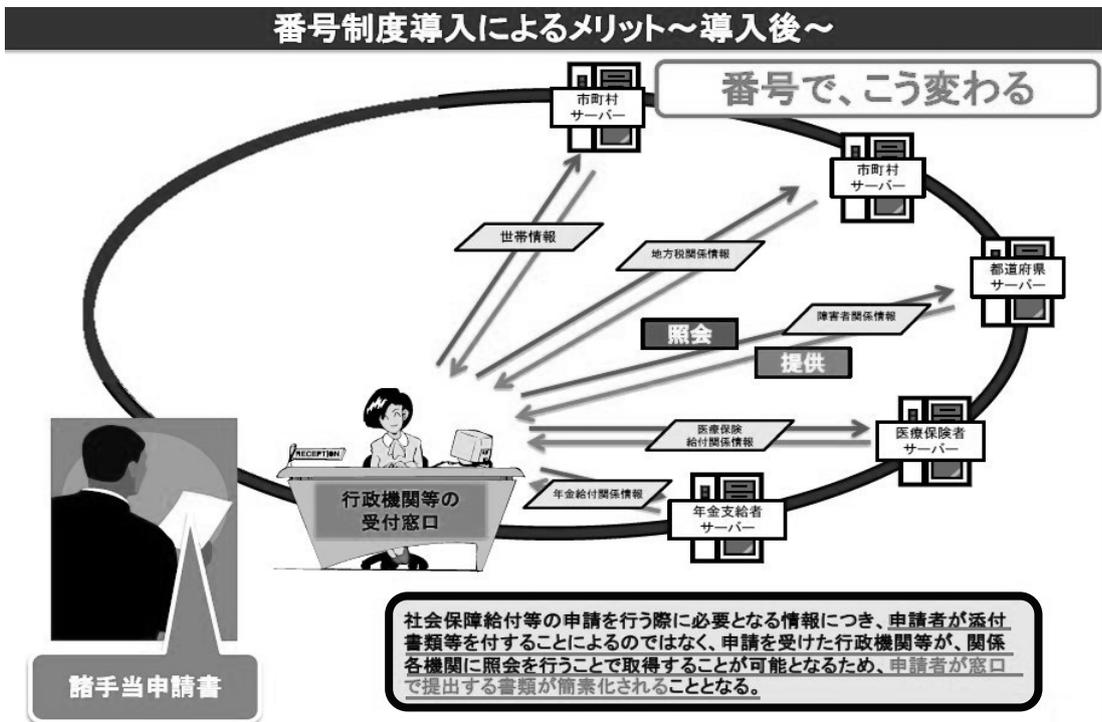
(4) 個人番号関係事務（番号法第9条第3項）

- ・ 市は、一事業者としてマイナンバーを使った事務処理に対応することが必要です。
- ・ 主に職員やその扶養家族のマイナンバーの提示を受け、給与所得の源泉徴収票や各種社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険等）の被保険者資格取得届等に記載し、行政機関等（税務署等）に提出します。

<参考:制度導入のイメージ(内閣官房資料より抜粋・加工)>

■導入前	市民 各種手当の申請時、関係各機関を回って、添付書類を揃える。	行政 ①確認作業等に係る業務負担 ②業務間の連携の希薄による重複作業
------	---------------------------------	---------------------------------------

■導入後



本市の住民情報や税情報の大規模システムにおいては、住民記録システムの内部連携用の番号を用いた内部情報連携の仕組みが構築されているため、マイナンバーを利用できる事務における本市内部事務(情報の照合・転記・入力等)の多くは、既に効率化されています<現時点で判明している範囲で、14システム中10システムが連携>。

2 本市の取組状況

マイナンバー制度への対応として、本市の基本方針を次のとおりとし、制度導入に当たっては全庁的な取組が必要となるため、総務局を中心とした組織体制を確立し、検討を進めています。

(1) 基本方針

- 市民サービスの向上
- 全庁的な業務効率化・業務改善
- 制度利用における費用対効果等を勘案

【留意点】

※ マイナンバーを利用・活用した「市民サービス向上」や「全庁的な業務効率化・業務改善」を進めていくことを前提とします。なお、対象件数が僅少な事務等については、費用対効果等を勘案し、既存の事務フローやシステムで対応できる部分は従来どおりの対応とする等適切な対応をとっていきます。

(2) 本市の検討体制

- ・ CIO(副市長)をトップとし、外部委員のCIO補佐監や局長級等で構成する全庁的な情報化の推進体制である「IT化推進本部」の下に、マイナンバー制度を検討する「社会保障・税番号制度の導入・活用検討委員会」を25年6月に設置しました。委員会の委員は、総務部門、行政改革部門、IT部門、業務部門や個人情報保護対応部門等関連部署から選出しています。

(3) 取組スケジュールと本市の対応

実施時期	取組事項	国等の準備	本市の準備
26年9月～	広報・周知	・ポスター掲示 ・コールセンター開設(26年10月～) ・外国人向け広報 ・視覚障害者向け広報	・広報媒体等での周知 ・27年度の広報内容の検討
26年度～	個人情報保護対策	・特定個人情報保護委員会の設置 ・指針・ガイドラインの策定	・特定個人情報保護評価の実施 マイナンバーを含む個人情報を保有・利用する際にその利用方法やリスク対策について事前に評価するもの
27年10月～	マイナンバーの付番・通知	・マイナンバーの生成 ② ・市民に通知カードを送付 ③	・国等に通知対象者情報を提供 ①
28年1月～	個人番号カードの交付	・個人番号カードの発行	・市民に個人番号カードを交付
	マイナンバーの利用	・政省令(利用事務・提供情報)の整備 ・各省の省令(様式改正等)の整備	・制度の利用・活用による業務効率化等の検討
	地方公共団体での独自活用	・委員会規則の制定	・条例改正等の準備
	法人番号	・法人番号の指定・通知	・今後検討
29年7月～	行政機関等間での情報連携	・中間サーバーの設置 ・情報提供ネットワークの構築	・26年度から随時各所管課でシステム改修等の対応

<参考:国の想定スケジュール>

